

みなさまに安心を提供すること。そして、質の高いリーガルサービスを

個人のプライドより依頼者の利益を優先

病院経営や医療従事者のための法律相談

リヴラ総合法律事務所



大野弘明弁護士
第一東京弁護士会所属

民事再生という手続をとることも検討しなければなりません」と経験を踏まえながら問題点を指摘する大野弁護士。

このような現状を踏まえ「皆様の日常業務の一助になれば」と、内科、外科、皮膚科、小児科、眼科、整形外科、歯科、美容整形など、医師、看護師、その他医療従事者及び病院や診療所に対する法的サポートを実現するためのホームページ「医療従事者のための法律相談」も立ち上げている。

また、現実の相談事に関しては、「このようなものを相談してもいいのだろうか、と悩む必要はありません。悩んでいる間に事態がどんどん悪化してしまうかもしれません。どのようなことでも気軽にご相談ください」とアドバイスしている。

2013年8月、縁あって現在のリヴラ総合法律事務所を継承。「今後、さらに大きな病院のM&Aや、その事前調査に当たるデュエリジェンス等に取り組みみたい。そして、そのために早急に組織の強化を図りたい」と抱負を語る大野氏である。

東京都港区新橋2-16-1

☎03・5251・5478

医療従事者のための法律相談は、
<http://www.iyou-soudan.com>



「小さいころ体が弱く、よく病気にかかり、加えて喘息もちであったため頻繁に病院に行っていました。そのたびにお医者さんのお世話になり、いつも励まされていたことを今でもよく覚えています。それで、お世話になったお医者さんや看護師さんに、いつか恩返しをしたいと思うようになりまして」と少年時代を振り返るリヴラ総合法律事務所の大野

弘明代表弁護士。後に法律家への道を志し、2004年の弁護士登録（第一東京弁護士会）以降、法律事務所・証券会社での勤務時代に、病院のM&Aや再生案件など、病院の運営に関する法律業務に携わるようになり、それを自らの得意分野とするようになった。

また、これらの業務を中心に病院の経営者や看護師の方々の個人的な法律相談にまで広がり、さらに、それら医療関係の方々からの紹介による相談が増えるなど、その業務も法律全般へと広がっていったと言う。

そして、その弁護士活動のモットーとしてきたのは「みなさまに安心を提供することであり、「私たちは依頼者の皆様の安心のため、依頼者の皆様に質の高いリーガルサービスを提供することをお約束いたします」と話す大野弁護士。依頼者の話には十二分に耳を傾け、法律用語は避けてわかりやすく話す、というのが依頼者に対する基本的なスタンス

で、「もちろん人間として、また弁護士としてのプライドはあります。しかし、お客様のための利益を守るか自身のプライドを取るかという選択に当たっては躊躇なく自分のプライドを捨てることができます」と、あつけられずに、明るく言い放つ。格式ばらず、フレンドリーで、そして声が大きいのが特長か。

病院経営など専門分野について「今日の病院事情ですが、個人の権利意識の高まりを受けてか、病院などに様々なクレームを言ってくる患者が増えており、理不尽な要求やクレームを言う患者を指してモンスターベイシエントという言葉まで生まれています。他にも、治療費を払ってくれない、暴力を受けたなど様々なトラブルに医療従事者は巻き込まれていることが現状です。また、病院や診療所（クリニック）を経営している場合、相続などで病院や診療所の事業承継やM&Aということも問題となってきました。経営が苦しくなってしまう場合には